

工事関係書類の統一化について

建設・技術課 入札・契約担当

10月から、
使用する様式が
変わります！

○何の様式が変わるのか？

契約関係書類

- ・ 現場代理人等届出書
- ・ 現場代理人等変更届出書
- ・ 工事内訳明細書
- ・ 工程表
- ・ 変更工程表
- ・ 各種請求書
- ・ 契約期間延長申請書

等

工事関係書類

- ・ 工事打合簿
- ・ 材料確認書
- ・ 工事履行報告書
- ・ 監督・検査・確認申請書
- ・ 出来形管理図表
- ・ 品質管理図表
- ・ 創意工夫・社会性等に関する
実施状況

等

合計31種類

工事書類の統一化

○どう変わるのか？



国の
請求書

県の
請求書

各市町の
請求書

国土交通省

佐賀県

各市町



統一した
請求書

国土交通省

佐賀県

各市町

同じ様式をご提出いただくようになります

工事書類の統一化

○何故、変わるのか？

業界団体

- 提出書類が多く、事務負担が大きい。
- 負担軽減のため、書類を簡素化してほしい。

要望

国土交通省

- 受発注者の更なる業務効率化を図るため、各県・政令市にける工事関係書類の様式の完全統一化を最終目標として推進する。

要請

各県・政令市

佐賀県

- “担い手不足”を建設業界が抱える大きな課題として認識。
- 建設業者の負担軽減につながる取組みは、積極的に推進していきたい。

工事書類の統一化

○最後に

契約関係書類

- ・ 現場代理人届書
- ・ 工程表
- ・ 各種請求書
- ・ 契約期間延長申請書

等

工事関係書類

- ・ 工事打合簿
- ・ 材料確認書
- ・ 監督・検査・確認申請書
- ・ 出来形管理図表

等

合計 3 | 種類

令和2年10月1日契約分から様式が変わります

変更様式の詳細については各契約機関のHP等でご確認ください。

R3・4年度佐賀県建設業者施行能力等級評定要領建設業者説明会資料



さがデザイン
さがをかえる しくみを考える

R 3・4 入札参加資格審査の申請受付スケジュール（案）

		事項	内容等
令和2年	8月	8/31 令和3・4年度 審査基準日	評価項目の基礎となる
	10月	令和3・4入札参加資格申請受付についてHP掲載	佐賀県HPに申請受付の詳細について掲載
	11月 ～ 12月	県内建設工事申請受付開始	12月の2～3週目、申請受付開始予定
	3月	資格決定通知送付	
令和3年	4月	4/1 令和3・4年度入札参加資格の運用開始	新要領での運用の開始

「R3・4 評定要領」のポイント

- (1) 「基準点（業者数）」は現状と同程度を維持
- (2) 若年者雇用の項目の一部拡充
 - ・ 県内学校等の新規卒業者の雇用で加点
- (3) 健康増進に係る項目の新規追加
 - ・ 「健康企業宣言」及び「優良企業認定」で加点
- (4) 講習会等の基準日の追加
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮

(業種別) 入札参加資格者数・基準点

業種	平成31・32年度			
	特A	A	B	C
土木一式	27	77	162	基準点 760点
建築一式		45	50	基準点 730点
とび土工		27	23	基準点 740点
電気		20	21	基準点 710点
管		29	59	基準点 780点
鋼構造物		8	8	基準点 620点
舗装		38	基準点 930点	
塗装		14	18	基準点 600点
機械器具		7	基準点 650点	
電気通信		10	基準点 680点	
造園		29	35	基準点 710点
その他の18業種	登録制(基準点600点)			

(2) 若年者雇用の項目について【5 + 3 点加点】

①～③のすべてを満たす者を雇用した場合に加点

①以下に該当する者

○佐賀県内の学校の卒業生

○佐賀県内の学校から県外の学校へ進学した者

○産業技術学院の普通課程の修了者

②基準日（R2.8.31）までの2年間に新規卒業した者

③卒業後に職歴等のない者

【提出書類】

入社時の履歴書もしくは卒業証明書

(2) 「若年者雇用」の拡充について

若年者雇用の項目 5点

30才未満の若年者を雇用



今回 (R3・4) 拡充

県内学校等の新規卒業者の雇用



3点



8点

(3) 「健康企業宣言」の流れ

ステップ1

- ・従業員の健康づくりのための職場環境の整備に取り組む企業が健康企業宣言を行う（FAXで申請）
- ・**宣言証**の交付

ステップ2

- ・職場内で、健康づくりを実施する
- ・報告レポートの提出する
(※毎年度5月までに提出)

認定審査

ステップ3

- ・取組内容を県に報告、優れた取組を行った企業が優良企業として認定される
- ・**認定証**の交付

(3) 健康増進に係る項目について 【1点or3点】

①「健康企業宣言」の実施 【1点】

宣言の実施後に

②優良企業認定の場合 【3点】 (= 1点 + 2点)

今回認定を受けるには、R2.3.31までに宣言を実施する必要があります。

【提出書類】

健康企業宣言証 もしくは 優良企業認定証

(4) 講習会等の基準日の追加

◎見直し対象項目

- 講習会等参加実績 (CPDS、CPD) 【5年間】
- 建設業労働災害防止協会の活動実績 【2年間】
- 不当要求防止責任者講習の受講実績 【2年間】

◎見直しの内容

現行の基準日(令和2年8月31日)

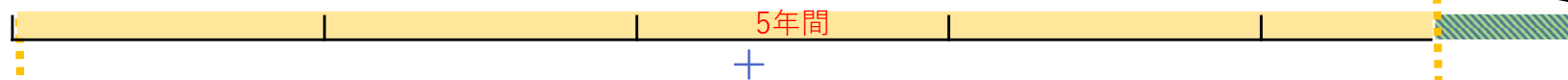
【基準日を追加】

基準日(令和2年3月31日)

◎等級格付における講習会等参加実績 (CPDS、CPD) の例

○現行の基準日 (令和2年8月31日) から過去5年間の期間

H27.9.1



現行の基準日
R2.8.31

○追加する基準日 (令和2年3月31日) から過去5年間の期間

H27.4.1



追加する基準日
R2.3.31

◎申請者ごとにいずれかの基準日を選択して申請することが可能。

◎なお、この見直しはR3・4年度入札参加資格審査のみの措置とする。

R3・4年度主観点 評価項目の内容（一覧）

	項 目	平成31・32年度の内容	区分	令和3・4年度の見直し内容等
技術的要素	工事施工成績	工事の施工成績を評価	継続	
	優良施工知事表彰等	優良建設工事の知事表彰、県土づくり本部長表彰等を評価	継続	
	技能士等	技能士の配置を評価	継続	
	継続学習（CPDS、CPD）	技術者の継続学習を評価	拡充	現行の基準日に令和2年3月31日を追加
	建設業労働災害防止協会活動	建設業労働災害防止協会での活動を評価	拡充	現行の基準日に令和2年3月31日を追加
県の重点施策	エコアクション21認証取得	エコアクション21の認証・登録を評価	継続	
	障害者雇用	障害者の雇用を評価、法定雇用率未達成の場合は減点	継続	
	若年者雇用	産業技術学院新規修了生は32歳未満まで加点対象	拡充	県内学校等の新規卒業者の雇用で加点（3点）
	女性の活躍推進・仕事と子育て・出会い結婚応援	女性の大活躍推進会議、さが子育て応援宣言事業所に登録し、取組を実施した場合、もしくは出会い結婚応援企業に登録をした場合に加点	継続	
	不当要求防止責任者の選任	不当要求防止責任者を選任し、講習を受講した場合に加点	拡充	現行の基準日に令和2年3月31日を追加
	健康増進		新規	「健康企業宣言」及び「優良企業認定」で加点
	行政処分等	営業停止、指名停止、警告、指導等を受けた場合は減点	継続	

6. その他の項目（入札参加資格審査）

🏠 ホーム > 刀類から探す > しごと・産業 > 入札・備前産・公営事業 > 入札 > 建設工事関連 > 入札制反守 > 入札参加資格
> 令和3・4年度佐賀県建設業者施行能力等級評定要領を一部改正します

🏠 ホーム > 組織(部署)から探す > 県土整備部 > 建設・技術課 > 令和3・4年度佐賀県建設業者施行能力等級評定要領を一部改正します

令和3・4年度佐賀県建設業者施行能力等級評定要領を一部改正します

最終更新日：2020年8月6日 | 県土整備部 建設・技術課 TEL：0952-25-7153 FAX：0952-25-7317 ✉ kensetsu-qijutsu@pref.saga.lg.jp

佐賀県建設業者施行能力等級評定要領について、添付ファイルのとおり改正します。

改正後の要領は、令和3・4年度の建設工事入札参加資格決定から適用します。

添付ファイル

 [令和3・4年度 佐賀県施行能力等級評定要領](#) (PDF：91.2キロバイト)

 [【新旧対照表】令和3・4年度評定要領](#) (PDF：29キロバイト)

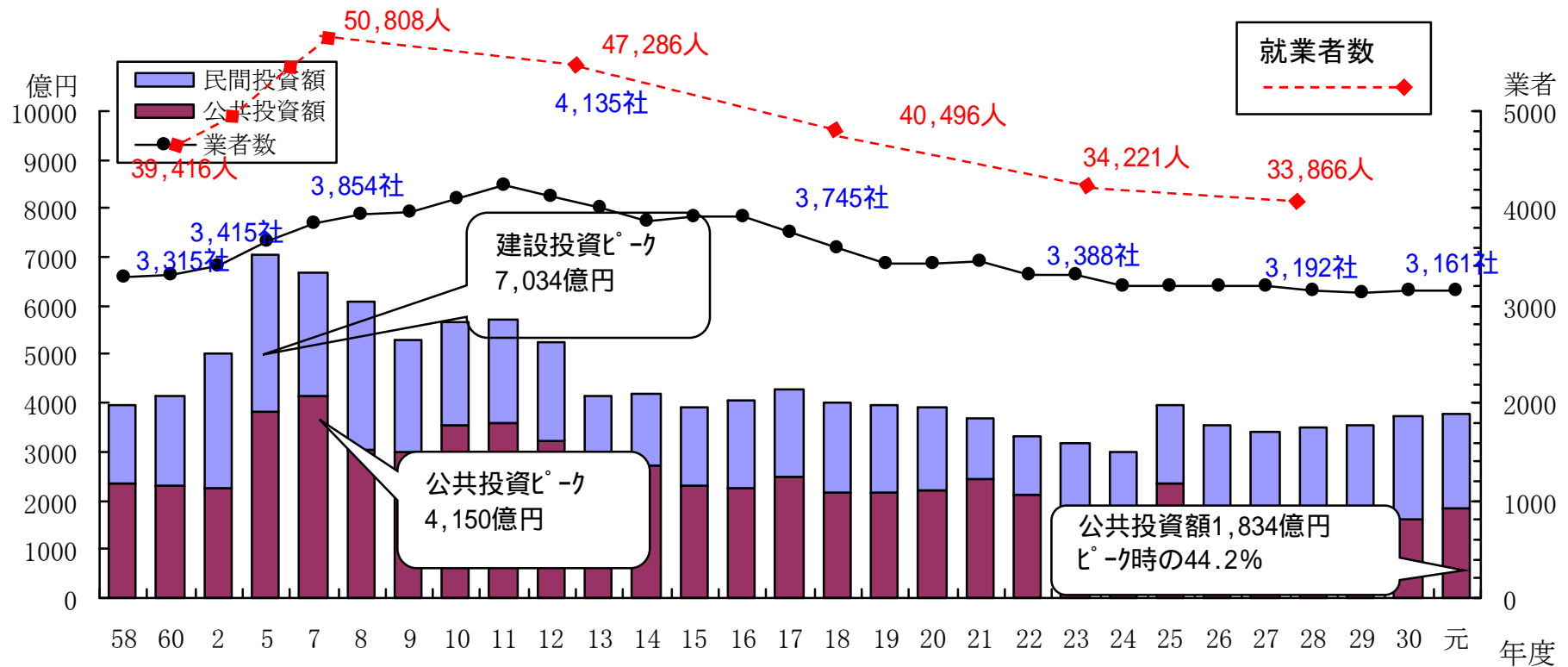
建設業の担い手確保・育成について



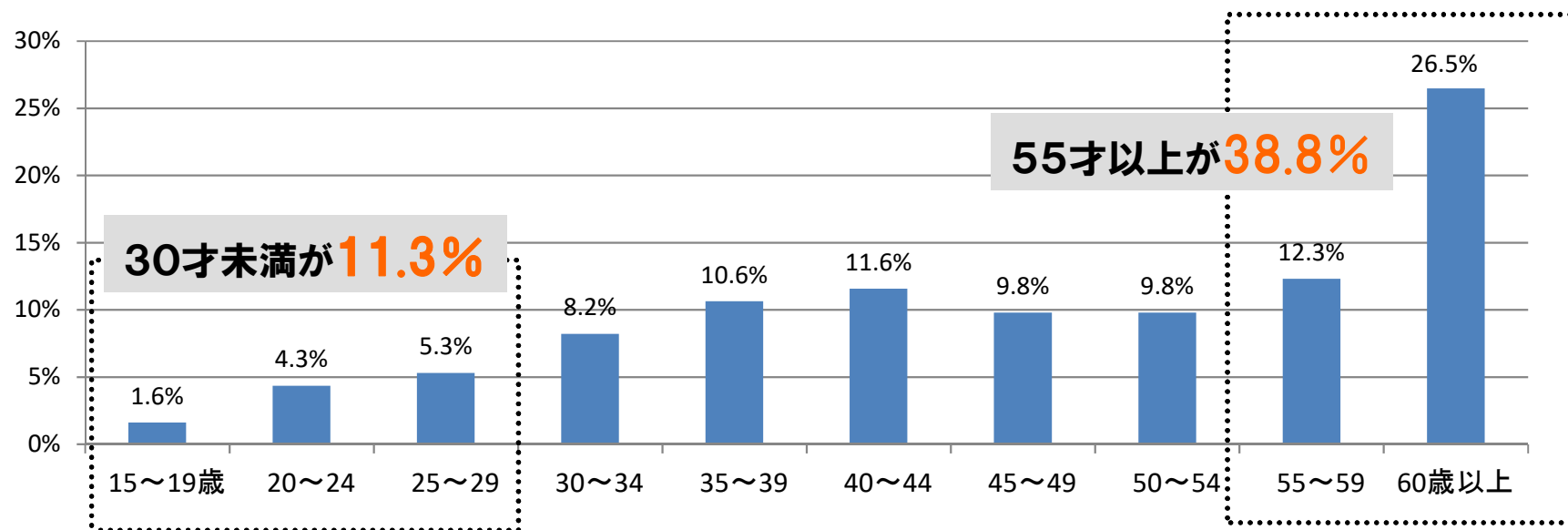
さがデザイン
さがをかえる しくみを考える

県土整備部 建設・技術課

県内建設投資額と建設業者数



佐賀県内の建設業就業者年齢構成



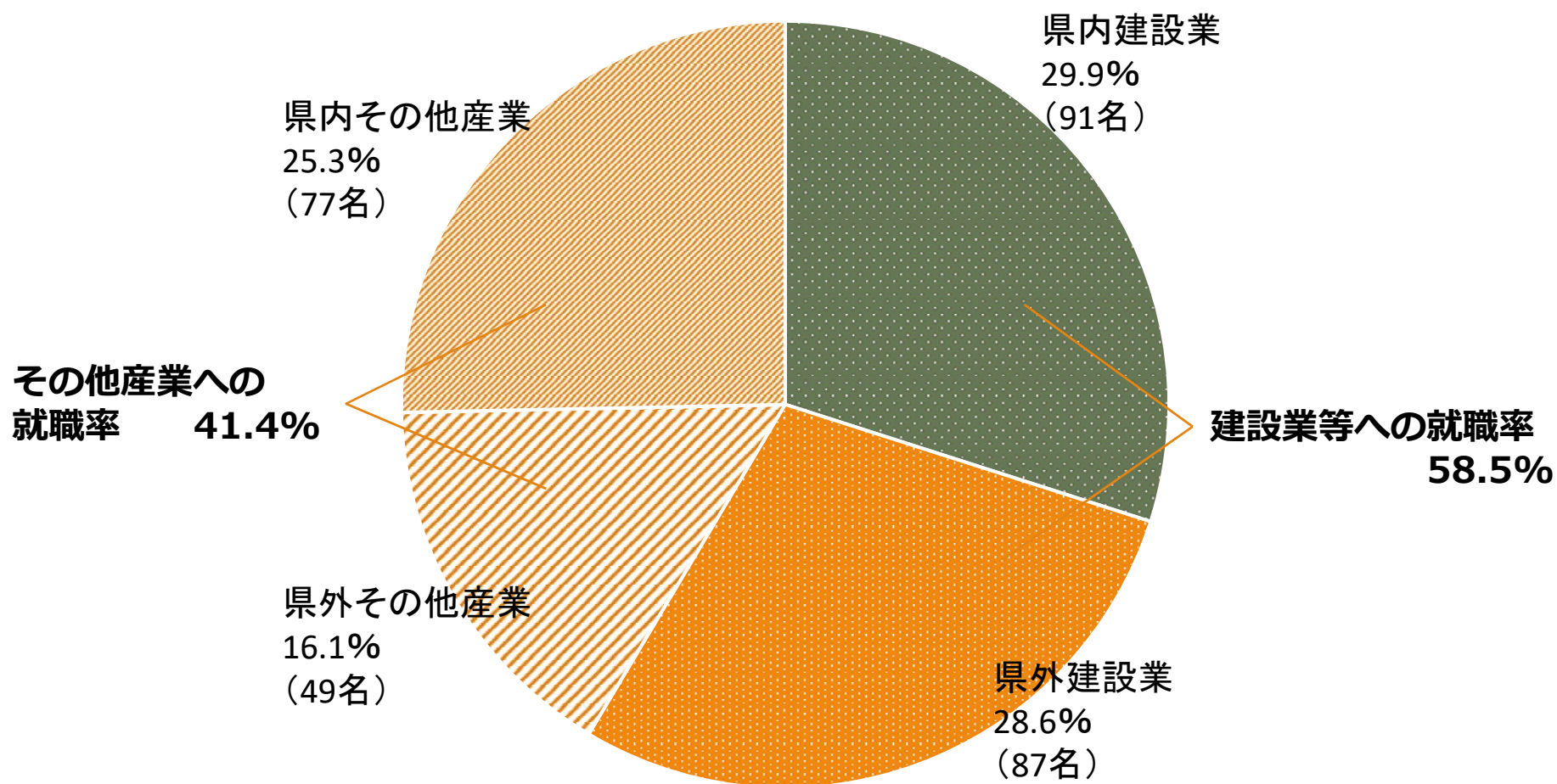
他産業より
3.6ポイント少ない

他産業より
4.4ポイント多い

(H27国勢調査より)

佐賀県内工業系高校生の進路状況

○建設業関連学科:304名の進路状況(R2.3卒:佐賀県建設業協会調)



令和2年度

建設業担い手確保推進事業 事業内容

県内建設業の担い手を確保を図るため、県と関係機関が連携しながら、県内工業高校生など将来を担う若者に対し、県内建設業の魅力や情報を発信していきます。

～高校生が建設業を知る～

【高校生と建設業若手就業者との意見交換会】 継続

工業系高校1、2年生と工業系高校卒業生で建設業に従事する先輩が、建設業で働くやりがい等について意見交換

人を知る



【県内建設業企業PR（合同説明会）】 継続

工業系高校2年生を対象に、県内建設業者を一堂に集め合同企業説明会を実施

会社を知る

【高校生SAGAサンライズパークツアー（現場見学会）】

現在、整備が進められている佐賀県を代表する建築物・施設群、SAGAサンライズパークの工事現場を、高校生が直接見学し、建設業の社会的役割や建設業の現場の魅力を肌で感じることで将来の県内建設業への就職を促す。

現場を知る



新規

～小中学生が建設業と親しむ～

【小・中学生向け建設業の魅力発信】 拡充

・小中学校訪問による体験学習（R2は展示重機等を充実）

新規 ・小中学生親子現場見学会：SAGAサンライズパーク等、佐賀県の代表的な建築物等を見学

令和元年度 建設業担い手確保推進事業 実施状況

《高校生のための建設業合同企業説明会》

1.開催日時及び場所

- 佐賀会場 ・令和元年12月12日（木） 13:00～16:30
・SAGAサンライズパーク 総合体育館小競技場
（佐賀市日の出一丁目21番15号）
- 多久会場 ・令和元年12月16日（月） 13:00～16:30
・多久市体育センター
（多久市北多久町大字小侍286番地24）



2.参加企業

- 佐賀会場 28業者 ○多久会場 25業者

3.参加高校生 （2年生）

- 佐賀会場 約160名（佐賀工業、高志館、鳥栖工業、北陵）
- 多久会場 約160名（唐津工業、伊万里農林、佐賀農業、嬉野高校）

4.事前研修会

参加企業を対象に、魅力的なブース出展のため研修会を実施。

- ・令和元年10月10日 於：アバンセ

- ・内容 （1）オリエンテーション

- （2）講演①「合同企業説明会の効果的なPR方法」

- 講師 さがHRラボ コンサルタント・研究員 益山健一 氏

- 講演②「職場訪問、応募につながる第一歩」

- 講師 京都サンダー株式会社 田辺直子 氏

令和元年度 建設業担い手確保推進事業 実施状況

《高校生と建設業若手就業者との意見交換会》 3校4学科で実施。延べ143名の生徒が参加

- 嬉野高校（塩田校舎）建築科
 - ・実施日：令和元年11月20日（水）
 - ・参加生徒数：2年生27名
 - ・参加就業者：3名（高木建設2名、中島建設1名）
- 唐津工業土木科2年生
 - ・実施日：令和元年11月21日（木）
 - ・参加生徒数：2年生37名
 - ・参加就業者：4名（唐津土建工業2名、黒木建設1名、市丸建設1名）
- 唐津工業建築科
 - ・実施日：令和元年11月29日（金）
 - ・参加生徒数：2年生40名
 - ・参加就業者：5名（唐津土建工業4名、黒木建設1名）
- 鳥栖工業建築科
 - ・実施日：令和2年2月4日（火）
 - ・参加生徒数：1年生39名
 - ・参加就業者：3名（大島組、牟田建設、ひかる建築設計室 各1名）



《建設業出前講座》※予算外事業

- 鳥栖工業土木科
 - ・実施日：令和2年2月26日（水）
 - ・参加生徒数：1年生39名
 - ・講師：原組、佐賀県県土づくりコンサルタント協会、西日本総合コンサルタント、県職員

令和元年度 建設業担い手確保推進事業 実施状況

○小・中学生向け建設業の魅力発信

(学校訪問による体験学習)

○諸富南小学校(佐賀市)

- ・実施日 : 12月19日(木)
- ・参加児童数 : 6年生2クラス 45名
- ・内容 ①講座
(講師: 森永建設(株)、県職員)
- ②体験学習
 - ・ドローン操作実演
 - ・フライトシミュレーション体験



○春日小学校(佐賀市)

- ・実施日 : 12月20日(金)
- ・参加児童数 : 6年生3クラス 92名
- ・内容 ①講座
(講師: 祐徳建設興業、松永産業、県職員)
- ②体験学習
 - ・ドローン操作実演(委託業者)
 - ・フライトシミュレーション体験(委託業者)



高校生SAGAサンライズパークツアー〈新規〉

【目的】

- ・現在、整備が進められている佐賀県を代表する建築物・施設群、SAGAサンライズパークの工事現場を、高校生が直接見学し、建設業の社会的役割や建設業の現場の魅力を肌で感じることで、将来の県内建設業への就職を促す。

【概要】

- ・県内の工業系高校8校の土木・建築系学科の高校1、2年生を対象とする。
- ・貸切バスにより各高校と工事現場見学地の送迎をする。
- ・各工事現場に到着後、全体説明を行い、グループごとに工事現場を回り見学する。

【開催時期】

- ・10月～3月頃を予定(各学校、事業者との調整のうえ決定)

【参加予定数】

- ・県内工業系高校生 1年生又は2年生 約320名程度



工事現場



ライフル射撃場



ボクシング場

○建設業基盤強化支援事業の概要（令和元年度～）

- ◎社会資本の整備・維持管理を通じ、県民生活の基盤を築く。
- ◎災害防止や復旧活動の中心となる。
- ◎地域経済と雇用を支える。



経営力強化支援

- ・相談窓口の設置 ・事業フォローアップ
- ・専門家派遣の経費を助成

女性活躍セミナー

- ・交流会の開催
- ・悩みや課題を共有し解決を図る

処遇改善セミナー

- ・魅力ある職場をつくる
- ・雇用環境の改善
- ・働き方改革の実施

技術力強化支援

- ・技術力と知識の向上を図る
- ・資格取得の経費を助成
- ・コンサル業務に係る資格を対象に追加

経営者セミナー

- ・経営上の課題を解決する

若手育成支援セミナー

- ・即戦力を育成
- ・建設業界の魅力を知る



不安定な経営基盤

- ・建設投資額の大幅な減少に伴う価格競争の激化
- ・労務単価の高騰
- ・技能者後継者の不足

経営者

担い手の不足

- ・労働条件の悪さ
- ・やりがいの喪失
- ・資格習得の経済的負担

若手技術者

女性の活躍応援

- ・女性は少数派で、縦と横の関係性が希薄
- ・結婚、出産後の将来が不安

女性技術者

令和2年度

事前申請が必要

資格取得を
応援します！

佐賀県 技術力強化支援補助金 第一次募集開始!!

「技術力強化支援補助事業」では、県内建設業者等の技術力強化を図るため、施工管理技士等の資格取得を支援します！

補助対象者

○中小企業基本法(S.38法律第154号)第2条に該当し、県内に主たる事務所を有する建設業者で、建設業許可を有するもの。(補助対象経費①、②)

○中小企業基本法(S.38法律第154号)第2条に該当し、県内に主たる事務所を有し佐賀県建設工事等入札参加資格(測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査)を有するもの、又は測量業・建設コンサルタント・地質調査業・建築事務所の登録を有するもの。(補助対象経費③)

補助対象経費 及び 補助率

補助対象経費	資格取得の対象者	補助率(補助金額)
①施工管理技士等 ②登録機関技能者講習 ③入札参加資格申請で求められる資格(技術士、測量士、RCCM、地質調査技士) 上記①～③の資格取得に係る試験料、講習受講料、教材費等	事業主 常勤の役員 常勤の従業員	$\text{対象経費} \times 1/2 \times \text{算定指数}$ (1事業所当たり補助金額上限10万円※) 算定指数 資格取得対象者に占める35歳未満の者の人数により定める指数

受験者の限度

1事業者あたり同一資格を対象にした講習・試験につき2名以内※

※試験(学科、実地)のみ受験する場合についても1事業者あたり2名以内

※女性技術者等は補助条件を緩和!

建設業における女性の活躍を促進するため、資格取得の対象者に女性技術者・技能者が含まれる場合は、補助対象になる対象者数や補助金の限度額を緩和します。

○女性技術者・技能者1名を含む場合 ⇒ 資格取得の対象者数 3名まで
補助金額上限 15万円

○女性技術者・技能者2名を含む場合 ⇒ 資格取得の対象者数 4名まで
補助金額上限 20万円

New!

申請期限

実施計画書提出期限	対象となる試験
令和2年9月30日締切	令和2年4月～令和2年10月に実施される試験

※11月以降に実施される試験については、秋頃に予定している第二次募集の対象になります。

選考方法

要件を満たすものから先着順で受付

その他の条件

- 事業者の負担する経費であること
- 受験料、受講料及び教材費について、他の助成金・給付金を受給しないこと
- 建設業者においては、毎事業年度終了後の決算変更届を適切に提出していること

事業の詳細、申請書類等は、佐賀県ホームページをご覧ください。

佐賀県ホームページのトップ画面から[サイトメニュー]「県土・まちづくり」⇒「建設業再生支援事業」⇒「建設業基盤強化事業」をクリックして、必要なメニューを選択してください。

お問い合わせ先

佐賀県 県土整備部 建設・技術課 電話 0952-25-7153

佐賀県
http://www.pref.saga.lg.jp/



【令和2年度 佐賀県建設業基盤強化事業】

相談支援事業 受付中！

佐賀県では、建設業基盤強化事業の一つとして、建設業者から経営上の相談を受け、情報提供等をはじめ、特に中小業者の経営強化への取り組みを支援しています。お気軽に相談下さい。

対象者

- ◆ 佐賀県内に本店があり建設業許可を有する建設業者（詳細は佐賀県HPをご覧ください）

相談内容

- ◆ 人材・人手不足、技術力不足、若手・担い手確保育成、働き方改革、再生支援、事業承継、収益改善 等

相談方法

- ◆ 佐賀県HPの「相談申込書」を郵送かファックス、又は電話でご連絡下さい

相談書類、方法等詳細は、佐賀県HPをご覧ください。

佐賀県HPのトップ画面から[サイトメニュー]「県土・まちづくり」⇒「建設業再生支援事業」⇒「建設業基盤強化事業」をクリックして、必要なメニューを選択してください。

お問い合わせ先

佐賀県 県土整備部 建設・技術課 建設業担当 電話 0952-25-7153

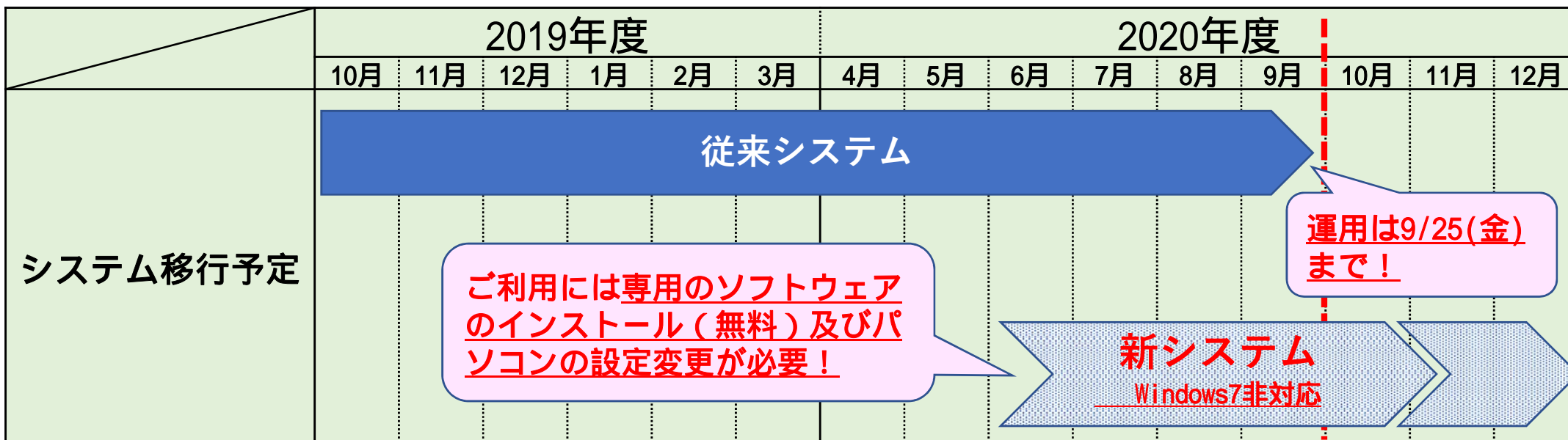
 佐賀県
<http://www.pref.saga.lg.jp/>

佐賀県電子入札システムの新方式移行について

- 電子入札コアシステムの新方式移行に伴い、佐賀県電子入札システムは、2020年9月28日（移行日）をもって新方式へ完全移行します。
- 9月28日以降、従来方式では入札への参加ができませんので、移行日までに新方式への対応をお願いいたします。なお、9月25日までは従来方式もご利用いただける並行運用期間です。
- 新方式のご利用には、ICカード認証局から提供される最新ソフトウェア（電子入札補助アプリ等）のインストール（無料）及びパソコンの設定変更が必要です。

新旧切り替えによる入札案件への影響はありませんので、お早めにご対応ください。

【移行スケジュール】



電子入札システムトップページ



佐賀県 電子入札システム

Google サイト内検索 検索

新方式の設定が完了しましたら「新方式入口」から接続確認をお願いします。

従来方式は9/25(金)までの運用です。

■ システム入り口

【新方式】

電子入札システム
※設定変更が必要です。

【従来方式】

電子入札システム
※令和2年9月25日までの運用

利用時間: 8:30~20:00
(土・日・祝日、年末年始は利用できません。)

情報公開システム
入札案内及び結果はこちらからお入り下さい。

利用時間: 6:00~23:00
(メンテナンス等でサービスを停止する場合があります)

【重要】佐賀県電子入札システムの新方式の運用開始について
かねてよりお知らせしていたとおり、佐賀県電子入札システムの新方式の運用を開始いたしました。今後、令和2年9月28日(移行日)をもって新方式へ完全移行いたしますので、並行運用期間中に必ず新方式の設定を行ってください。

- 新方式を利用するためにはパソコンの設定が必要となります。
⇒パソコンの設定方法は[こちらをクリック](#)。
- 令和2年9月25日までは現在ご利用の電子入札システムもご利用いただける並行運用期間です。

設定等に関するお問い合わせ先⇒ヘルプ
過去のお知らせはこちら⇒[\(予告\)佐賀県](#)
お問い合わせ先: 入札・検査センター 電算担当
TEL:0952-25-7470 E-mail:

新方式のパソコンの設定については[こちら](#)のリンクをご確認ください。

低入札価格調査制度等の改正について(建設工事・コンサル)

佐賀県建設工事低入札価格調査制度事務処理要領等を改正しました。
令和2年4月1日以後に公告を行う競争入札のうち、総合評価落札方式によるものは低入札価格調査制度、それ以外のものは最低制限価格制度が適用されます。
各要領等の詳細につきましては、下記リンク先の佐賀県HPをご覧ください。

(建設工事) [低入札価格調査制度](#) / [最低制限価格制度](#)
(コンサル) [低入札価格調査制度](#) / [最低制限価格制度](#)

お問い合わせ先: 建設・技術課 入札・契約担当 福井
TEL:0952-25-7102 E-mail:kensetsu-zaisatsu@pref.saga.lg.jp

お問合せ先: 佐賀県入札・検査センター
電算担当 渋田、安藤

TEL : 0952-25-7470

E mail : nyusatsu-touroku@pref.saga.lg.jp

土砂の埋立て等には 許可が必要になります

佐賀県土砂等の埋立て等による
土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

令和2年10月1日施行



令和2年8月

佐賀県

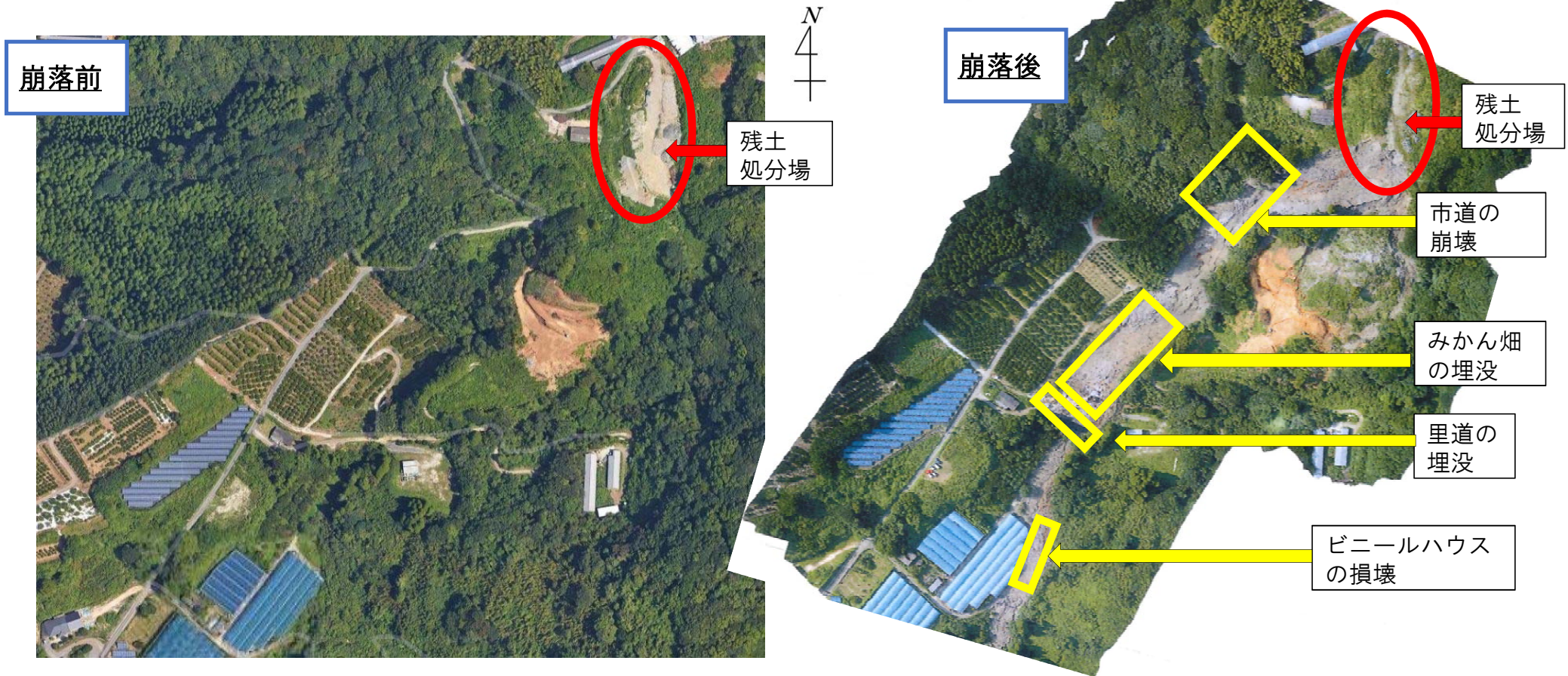
条例を制定するに至った背景

県内における土砂等による埋立て等の状況

1. 残土処分地（旧採石場跡地）土砂流出（基山町） 平成21年3月発生



2. 土砂の崩落（多久市） 平成30年7月発生



3 . 福岡県から大量の残土が搬入されている県東部地区の処分場



土砂の埋立て等に関する規定

これまで

現在、土砂の埋立て等については、佐賀県環境の保全と創造に関する条例に規定

- 処分場等の届出や設置基準等の規定がない
- 不適切な埋立て等を行った者への罰則の規定もない

【全国】

21府県において、土砂等による埋立て等に対して許可制や命令、罰則等を設けた条例が制定
(九州では、福岡県と大分県が制定)
(県内では、佐賀市と小城市が制定)

【県内】

基山町や多久市において、残土処分場からの土砂の崩落や道路、河川への土砂の流出が発生
県東部地区では、県外から大量の残土が搬入
土砂等の埋立て等による土壌汚染や土砂災害の発生に対する懸念

住民の不安感

対策

土壌汚染や土砂災害の発生を未然に防止するためには、不適正な土砂等の埋立て等が行われないよう早い段階から指導・監督していくことが必要。

許可制や命令、罰則等を設けた条例の制定

【条例の主な規定】

対象となる埋立て等 (= 適用除外となる埋立て等)
土砂災害発生防止のための構造基準
土壌汚染防止のための安全基準
命令・罰則 など

土砂等の適正な処分

住民の安心感

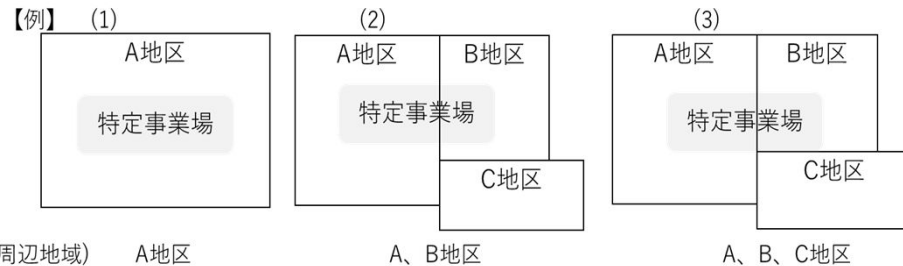
残土処分場についてこれまでの規定と、新しい条例との主な比較

	佐賀県環境の保全と創造に関する条例	新しい条例
設置	<ul style="list-style-type: none"> 許可、届出等は不要 	<ul style="list-style-type: none"> 3,000㎡以上かつ高さ1m以上の埋立て等には、原則、知事の許可が必要
埋立 事業中	事業者等の努力義務 <ul style="list-style-type: none"> 土砂等の飛散、流出防止 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂等の崩落、流出等による災害発生防止措置が必要 管理台帳の整備、県への報告義務 県による立入検査（必要に応じ、土壌検査、水質検査）
事業 完了後		<ul style="list-style-type: none"> 埋立ての構造基準（のり面の勾配、擁壁等）を規定 完了届を県に提出
罰則	<ul style="list-style-type: none"> 埋立て中止等の「勧告」 勧告に従わない場合は「氏名等の公表」 	<ul style="list-style-type: none"> 埋立て中止等の「措置命令」 措置命令に従わない場合は「罰金、懲役」

新しい条例における事業者等の責務

埋立て等を行う（行わせる）者
Ⅱ
埋立て等について責任を有する者
許可申請者となる

- 汚染崩落等の発生防止措置
- 周辺地域住民への説明
（地域住民の理解を得ることへの努力義務）



※周辺地域：特定事業場を包含及び隣接する自治会区または行政区

土砂等を発生させる者

- 土砂等の発生量の抑制
- 排出する土砂等の汚染状況確認

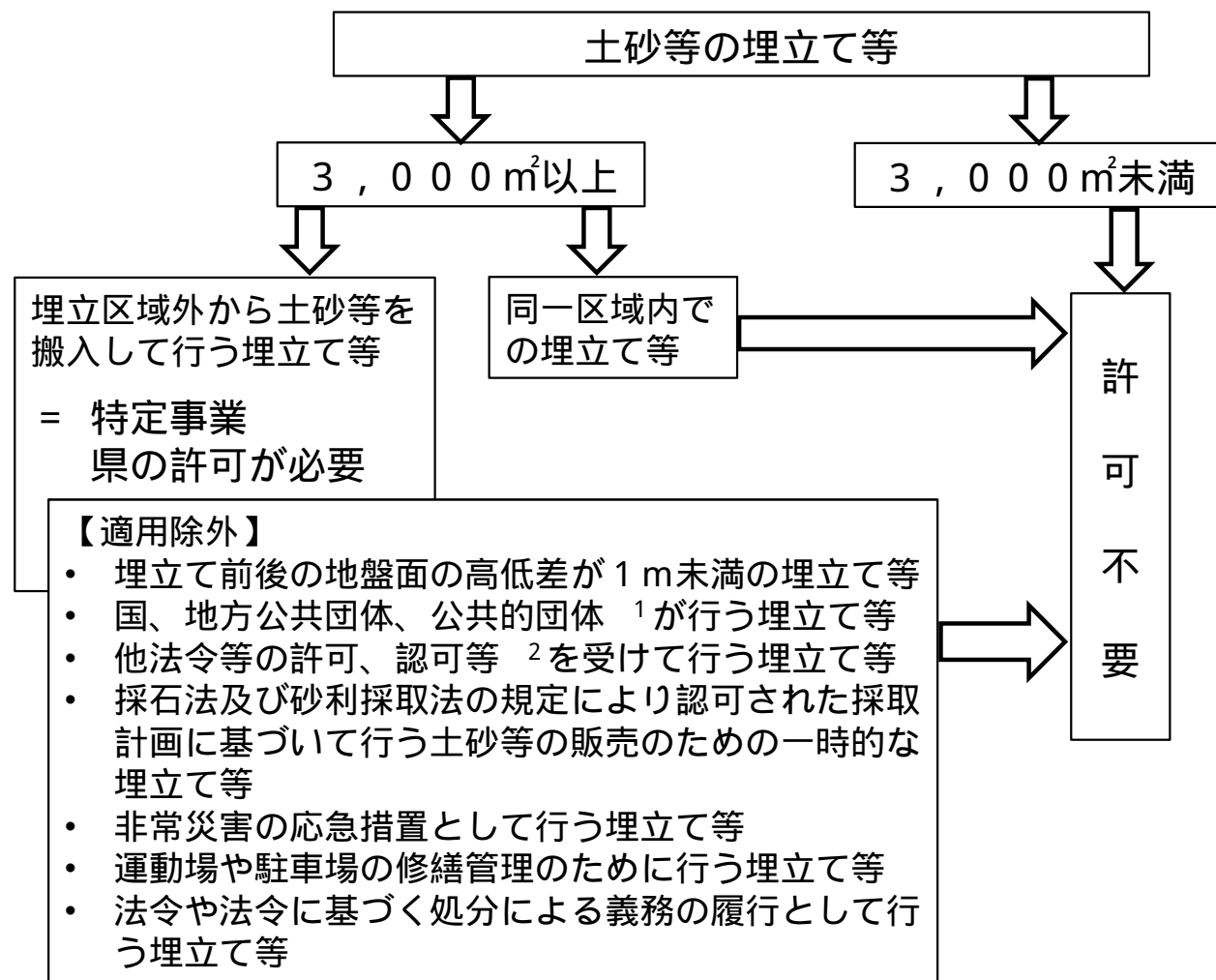
土砂等を運搬する者

- 運搬する土砂等の汚染状況確認

埋立て等の土地の所有者

- 汚染崩落の発生のおそれがないことの確認
- 不適正な埋立て等を知った際の県への通報

条例に基づく特定事業の許可の要否

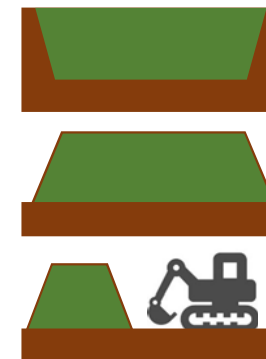


土砂等とは？

- 土、砂、礫（れき）のほか、岩石や化石等が付着、混入したもの
- 再生土や改良土も該当

埋立て等とは？

- 埋立て
- 盛土
- たい積



- コンクリート、路盤材、陶器などの原材料や埋立・盛土用の真砂土の一時的なたい積は対象外
- 廃棄物最終処分場や土壤汚染対策法上の汚染除去の措置として行われる埋立て等は対象外

1 公共的団体（これらが行う土砂等の埋立て等は許可不要）

- 西日本高速道路株式会社及び日本下水道事業団
- 独立行政法人
- 国立大学法人及び大学共同利用機関法人
- 地方住宅供給公社
- 地方道路公社
- 土地開発公社
- 地方独立行政法人及び公立大学法人
- 土地改良区及び土地改良区連合（土地改良法の規定に基づく土地改良事業を行う場合に限る。）
- 土地区画整理組合（土地区画整理法の規定に基づく土地区画整理事業を行う場合に限る。）
- 市街地再開発組合（都市再開発法の規定に基づく市街地再開発事業を行う場合に限る。）
- 国又は地方公共団体が出資金等の1/2以上を出資している法人で土砂等の適正処理能力があると認められたもの

2 他法令の許可等（これらの許可等を受けて行う土砂等の埋立て等は条例の許可不要）

- ・ 土地改良法 ・ 漁港漁場整備法 ・ 港湾法 ・ 森林法 ・ 道路法 ・ 農地法
- ・ 土地区画整理法 ・ 都市公園法 ・ 海岸法 ・ 駐車場法 ・ 地すべり等防止法
- ・ 宅地造成等規制法 ・ 河川法 ・ 都市計画法 ・ 都市再開発法
- ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・ 農業振興地域の整備に関する法律
- ・ 都市緑地法 ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

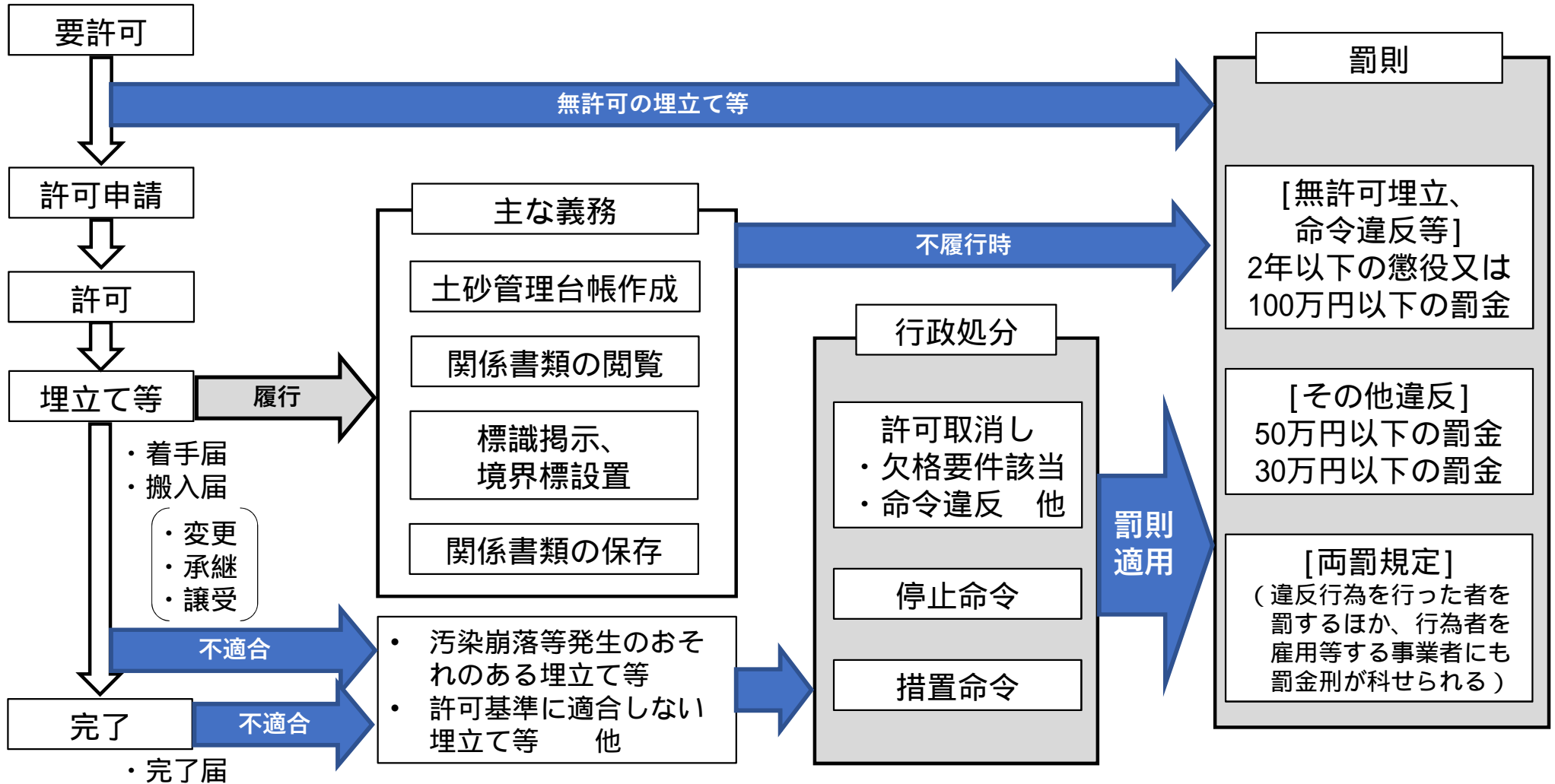
（詳しい法令の規定については、「条例施行規則第6条」を参照してください。）

（参考）

佐賀市及び小城市では土砂等の埋立て等に係る市の条例がありますが、県条例の許可を受けて行う特定事業については、両市の条例の規定は適用されません。

県の許可を受けた事業では、市の許可は不要

条例の体系図（許可を要する特定事業について）



措置命令・事業停止命令・勧告

ケース	命令等対象者	命令等内容
無許可で特定事業が行われた場合	無許可事業者	土砂等の撤去命令 汚染崩落防止措置命令
緊急の必要がある場合 ：風水害や地震などにより、崩落や流出の危険が想定され、 速やかに危険を回避する措置が必要な状況	許可事業者	崩落防止措置命令 特定事業の停止命令
構造基準等に適合しない埋立て等が行われている場合		
汚染崩落等が発生し、又は発生するおそれがある場合 (許可が不要な特定事業にも適用)	特定事業を依頼等した者 特定事業者を助けた者	崩落防止措置命令
	土地所有者	崩落防止措置 勧告
廃止・完了・許可取消時に崩落防止措置が講じられていない場合	許可事業者だった者	崩落防止措置命令
収去検査により、土壌や水質の汚染が判明した場合 (許可が不要な特定事業にも適用)	特定事業者	支障除去措置命令 検査実施命令 特定事業の停止命令

罰 則 等

罰則等対象者	罰則等内容	備考
無許可で特定事業を行った者	2年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金	特定事業を行う事業者の従業員が罰則の対象となる違反行為をした場合、行為者である当該従業員を罰するほか、その事業者に対して罰金刑を科する。
虚偽・不正の手段で特定事業の許可を受けた者		
措置命令や事業停止命令に違反した者		
土砂搬入届を行わなかった者又は虚偽の届出をした者	50万円以下の罰金	
土砂等管理台帳を作成しなかった者、虚偽の記載をした者 又はその写しを提出しなかった者		
土砂等管理台帳を所定の期間保存しなかった者		
立入検査・収去を忌避等した者		
変更届・着手届・廃止等届・完了届・承継届を行わなかった者 又は虚偽の届出をした者	30万円以下の罰金	
関係書類・図面の写しを所定の期間保存しなかった者		
崩落防止措置勧告に従わなかった土地所有者	氏名等及び勧告内容の公表	-

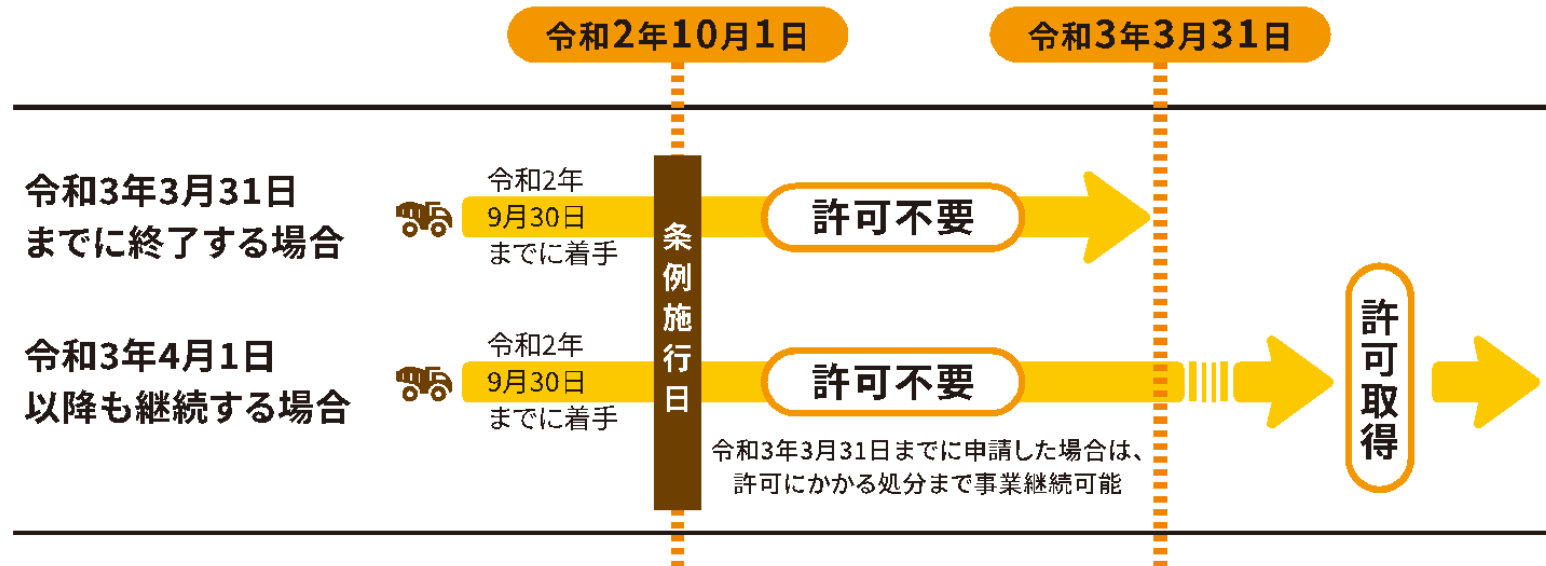
施行・経過措置

条例施行

- 令和2年10月1日

経過措置

- 条例施行時、既に事業を行っている場合は、許可を受けずに事業を継続できる期間がある。



佐賀県環境課からのお知らせ

チラシの内容を御確認いただき
御不明な点は、お問合せください

1 解体・改造・補修工事における石綿飛散防止対策

- ・ チラシ 全ての解体等工事で石綿（アスベスト）の事前調査、調査結果の説明・掲示が必要です！～大気汚染防止法の留意事項～
- ・ チラシ 大気汚染防止法の改正により石綿飛散防止対策の規制強化がなされます

2 業務用エアコン・冷凍冷蔵機器のフロン類適正処理

- ・ チラシ 建設・解体業者の皆様へ
- ・ チラシ 廃棄物・リサイクル業者の皆様へ

問合せ先

佐賀中部保健福祉事務所	環境保全課	: 0952-30-1907
鳥栖保健福祉事務所	環境保全課	: 0942-83-6820
唐津保健福祉事務所	環境保全課	: 0955-73-1179
伊万里保健福祉事務所	環境保全課	: 0955-23-2103
杵藤保健福祉事務所	環境保全課	: 0954-23-3506
佐賀県環境課	大気・水質担当	: 0952-25-7774

全ての解体等工事で石綿（アスベスト）の 事前調査、調査結果の説明・掲示が必要です！ ～大気汚染防止法の留意事項～

「解体等工事」…建築物や工作物の解体、改造、補修作業を伴う建設工事

解体等工事前に、**すべての工事（石綿の有無にかかわらず）**で必要！

1 事前調査



- 石綿に係る関係法令*により、解体等工事を行う場合、受注者（元請業者）又は自主施工者は、事前に石綿の有無を調査することが義務付けられています。
- ただし、H18.9.1以後に工事に着手した建築物等や同日以後に改造・補修した部分のみを解体、改造、補修する建設工事等の場合を除きます。
* 大気汚染防止法、労働安全衛生法・石綿障害予防規則

2 事前調査結果の説明



- 受注者（元請業者）は、事前調査結果及び届出事項（特定粉じん排出等作業届出に該当する場合）について、工事の開始前までに、発注者に書面で説明を行う必要があります。

3 事前調査結果の掲示



- 受注者（元請業者）は、事前調査の結果等について、工事の場所において公衆に見えやすいように掲示する必要があります。

【参考HP】「全ての解体等工事で石綿（アスベスト）の事前調査・調査結果の説明及び掲示が必要です」

<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00347880/index.html>

事前調査について

石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者が行ってください。

- 建築物石綿含有建材調査者 ○ 日本アスベスト調査診断協会に登録された者
- 石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者 など
(労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針に関する公示及び厚生労働省の関係通知による。)

① 設計図書、現場調査による確認、施工業者への問い合わせ

- 使用建築材料や施工年、施工部位からの割り出し。
【参考HP】石綿（アスベスト）含有建材データベース <http://www.asbestos-database.jp/>

② 不明であれば、分析調査

- 石綿吹付け材以外の建材については、石綿を含有しているとみなして法令等に定める必要な対策を行う場合には、分析調査を行う必要はありません。

【補助制度】 詳しくは、県HP「アスベスト分析補助費のご案内」をごらんください。

<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00314697/index.html>

事前調査で石綿が確認された場合（レベル1・レベル2）

事前調査で、解体等工事に係る建築物等に、吹付け材、断熱材、保温材、耐火被覆材のうち、石綿を意図的に含有させたもの又は石綿が質量の0.1%を超えて含まれているもの（以下「特定建築材料」といいます。）が確認された場合は、次の対応が必要となります。

1 特定粉じん排出等作業の届出（大気汚染防止法）

特定建築材料が使用されている建築物等の解体等工事を行う場合、**発注者（又は自主施工者）**は、**作業開始の14日前まで**に、その地域を管轄する保健福祉事務所に届出を行ってください。

2 作業基準の遵守

特定建築材料が使用されている建築物等の解体等工事を施工するときは、大気汚染防止法で定める作業基準を遵守してください。

レベル1	レベル2	レベル3
石綿含有吹付け材	石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材	特定建築材料以外の石綿使用建材
吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、ひる石吹付け、パーティート吹付け、 吹付工法により施工された石綿含有仕上塗材 等	屋根裏用折半断熱材 煙突用断熱材・石綿含有保温材、石綿煙突用断熱材、石綿含有ケイ酸カルシウム板2種等	石綿含有成形版、石綿含有のスレート、石膏ボード、ケイカル版、吹付工法以外により施工された石綿含有仕上塗材等

特定建築材料以外の石綿含有成形板（レベル3）等についても、石綿の飛散防止対策が必要です。

石綿含有成形板等（いわゆるレベル3）は、大気汚染防止法の届出の必要はありませんが、解体等の際、機械による破砕等を行うと石綿が飛散するおそれがありますので、材料を薬液等で湿潤化して手ばらしによる取り外しを行うなど、飛散防止対策に留意して作業してください。

大気汚染防止法以外の関係法令の確認もお願いします。

- 労働安全衛生法、石綿障害予防規則
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- 建築基準法

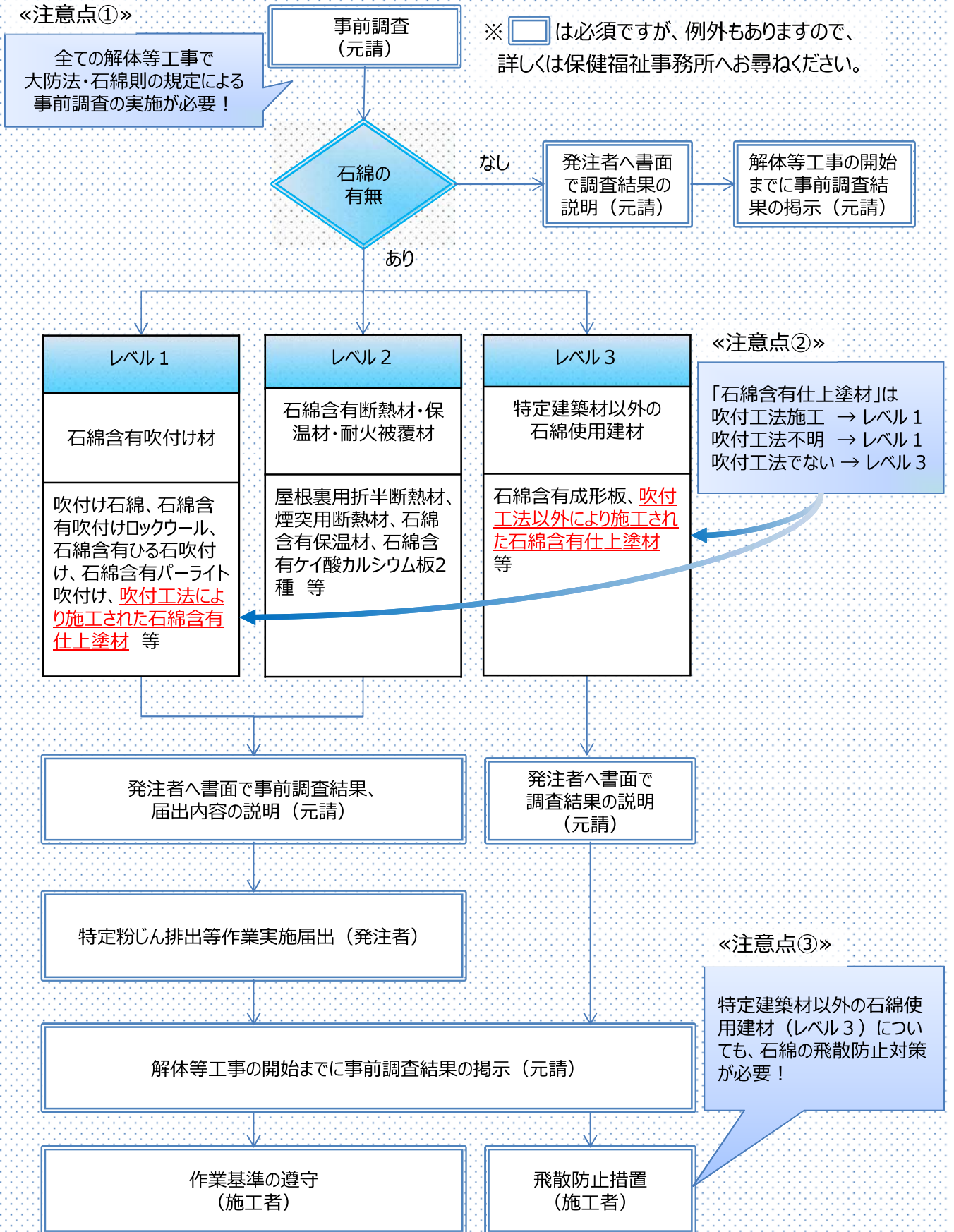
【お問合せ先】

- 佐賀中部保健福祉事務所 環境保全課 : 0952-30-1907
- 鳥栖保健福祉事務所 環境保全課 : 0942-83-6820
- 唐津保健福祉事務所 環境保全課 : 0955-73-1179
- 伊万里保健福祉事務所 環境保全課 : 0955-23-2103
- 杵藤保健福祉事務所 環境保全課 : 0954-23-3506
- 佐賀県環境課 大気・水質担当 : 0952-25-7774

【参考】

- 解体等工事に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策の手引
HP <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00347880/index.html>
<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00334289/index.html>

大気汚染防止法の概要（石綿関係）



大気汚染防止法の改正により 石綿飛散防止対策の規制強化がなされます

主な規制と改正の概要

※下線部が主な改正内容

- 令和2年6月5日「大気汚染防止法の一部を改正する法律」が公布
- 令和3年度から段階的に施行される予定

レベル1	レベル2	レベル3※
石綿含有 吹付け材	石綿含有 断熱材・保温材・耐火被覆材	その他石綿使用建材
【元請業者・自主施工者】 <ul style="list-style-type: none">事前調査（<u>調査方法の法定化、調査結果の保存</u>）事前調査結果の都道府県への報告 【発注者】 <ul style="list-style-type: none">特定粉じん排出等作業の実施の届出 【元請業者・下請負人・自主施工者】 <ul style="list-style-type: none">作業基準（強化）の遵守作業基準違反に対する直接罰		【元請業者・自主施工者】 <ul style="list-style-type: none">事前調査事前調査結果の都道府県への報告（レベル1・2と同じ） 【元請業者・下請負人・自主施工者】 <ul style="list-style-type: none">作業基準（強化）の遵守

※ レベル3の建材は、現行（改正前）においても、労働安全衛生法／石綿障害予防規則や環境省「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2014. 6」において、石綿含有建材の事前調査の実施や飛散防止対策の対象となっている。

具体的な規制内容

- 具体的な内容は、現在、環境省において検討中
- 内容が分かり次第、県HPに掲載の手引の改正、説明会を行い周知予定

【参考①県HP手引の掲載場所】

- 解体等工事に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策の手引
HP <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00347880/index.html>
<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00334289/index.html>

【参考②説明会開催予定】

- ①11月13日 武雄市文化会館
- ②11月19日 武雄市文化会館
- ③11月20日 佐賀市文化会館

※ 1 別途、開催通知をお送りする予定です。

※ 2 新型コロナウイルス感染症の状況により、開催しないことがあります。

建設・解体業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正により

建物解体時の 規制が強化されました。

2020年
4月施行

フロン排出抑制法の 対象となる機器

業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器のうち、
フロン類が
使われているもの



店舗用エアコン



ビル用
マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用
ショーケース など

建設・解体業者

やるべきこと

- 1 解体する建物において業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、
その結果を書面で発注者に説明。
改正点 その書面の写しを3年間保存。
- 2 フロン類の回収を充填回収業者に依頼。
(工事の発注者から充填回収業者への
フロン類引渡しを受託した場合)
- 3 フロン類が回収されていることを確認し
廃棄物・リサイクル業者に
機器を引渡し。



フロン類をみだりに放出した場合、
1年以下の懲役 または 50万円以下の罰金

工事の発注者



改正点

フロン類を未回収のまま行う
機器廃棄は直接罰の対象。

違反した場合、
50万円以下の罰金

廃棄物・ リサイクル業者



改正点

フロン類の回収が確認でき
ない機器の引取りは禁止。

違反した場合、
50万円以下の罰金

ビル・商業施設の解体工事を依頼されたら……

- 解体する建物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。
- 事前確認書面に結果を記入し、その内容を工事発注者に説明します。
- 書面を工事発注者と解体業者がそれぞれ3年間保存します。

事前確認書面

機器がある場合

機器がない場合

フロン類が回収済み

フロン類が未回収

機器がない場合でも、書面を保存してください!

方法②の場合

- 方法①: 工事発注者から委託確認書を受け、フロン類の回収を充填回収業者に依頼します。
- 方法②: 工事発注者に対して、発注者自ら(又は第三者に委託して)フロン類の回収を充填回収業者に依頼するよう伝えます。

方法①の場合

○工事発注者からフロン類の引取証明書の写しをもらいます。

○充填回収業者から引取証明書の写しをもらい、3年間保存します。

※引取証明書の写しを必要部数用意します。

委託確認書

引取証明書(写し)

充填回収業者*



フロン類を回収し、引取証明書を発行します。
※都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者

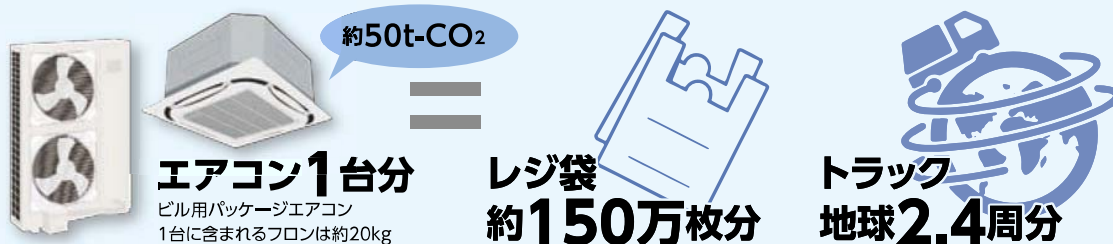
○廃棄物・リサイクル業者に廃棄機器を引渡す際に引取証明書の写しを渡します。

引取証明書によりフロン回収済みであることを確認できないと、その機器の引取りは拒否されます!

※廃棄物・リサイクル業者が充填回収業の登録を受けている場合には、フロン類の回収とあわせて機器の引取りも依頼することができます。

フロン類は強力な温室効果ガスです!

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



■お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351 (内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511 (内線3711)



廃棄物・リサイクル業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により
フロン類の回収が確認できない機器の
引取りは禁止されました。

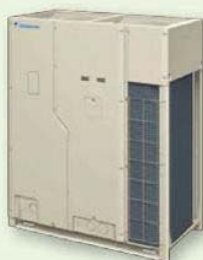
違反した場合には**50万円以下の罰金**が科せられます。

対象となる機器

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの



店舗用エアコン



ビル用マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用ショーケース など

引取証明書(写し)でフロン類が回収済みであることを確認したとき

または

充填回収業者として自らフロン類を回収するとき
は引き取ることができます。

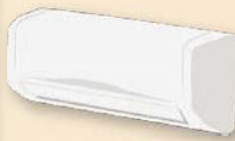
対象とならない機器



カーエアコン



家庭用製品



室内機のみ

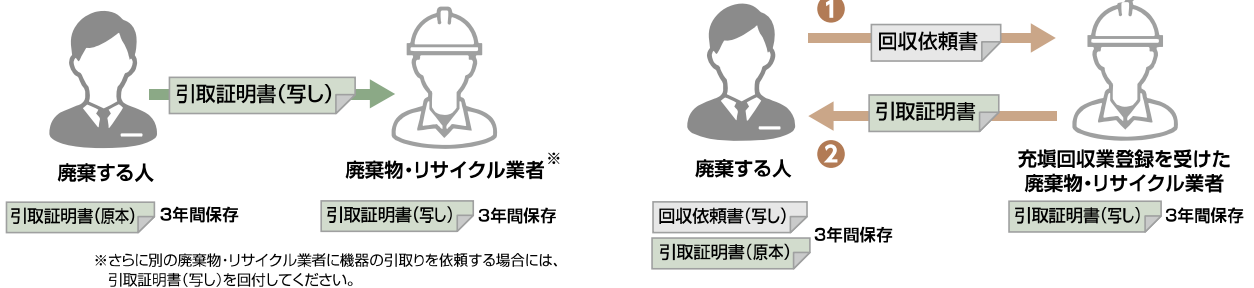
※カーエアコンは自動車リサイクル法、家庭用製品は家電リサイクル法の対象です。

Q 具体的にどういった場合に対象機器の引取りが可能ですか？

A 主に以下の場合に引取りが可能です。

① 引取証明書を受け取った場合

② 自らフロン類を回収する場合



Q 家庭用の製品はどのように処分したらよいでしょうか？

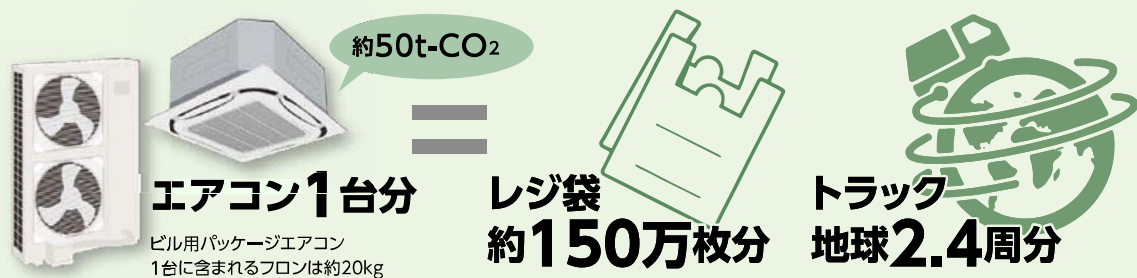
A 家電リサイクル法等に従い、フロン類を回収してください。
※廃棄物処理法によって、処理基準上フロン類の回収が義務づけられています。

Q 可燃性冷媒のノンフロン機器はどのように処分したらよいでしょうか？

A 冷媒回収の義務はありませんが、機器処分の際には火災等に十分気をつけてください。

フロン類は強力な温室効果ガスです！

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100～10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



■ お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351 (内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511 (内線3711)

